

「自転車の利用に関する条例（仮称）」骨子（案）

（※括弧内の記述は、各項目の説明です。）

1 条例の目的・基本理念

次の「基本理念」に基づき、本県における自転車の利用を促進するとともに安全で安心な県民生活を確保することを目的とする。

- (1) 自転車の利用の促進は、自転車が健康増進、環境への負荷低減及び観光振興に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。
- (2) 自転車の利用に関する安全で安心な県民生活の確保は、関係者がそれぞれの責務、役割を果たし、自転車による事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。

条例の大きな2つの目的である「長野県の地形を生かした、自転車の利用促進による健康増進、環境への負荷の低減、観光振興」と「自転車事故のない安全で安心な県民生活の確保」を達成するための基本理念を規定するものです。

2 県等の責務、県民等の役割

(1) 県の責務

- ア 自転車の利用に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する。
- イ 県民、事業者、観光客等に対して必要な広報及び啓発を行う。
- ウ 市町村が自転車活用推進計画を定め、実施しようとする場合に、必要な支援を行う。

(2) 自転車利用者の責務

- ア 道路交通法等の関係法令を遵守し、歩行者等の通行への配慮に努める。
- イ 必要な点検及び整備に努める。

(3) 市町村の役割

- ア 自転車の利用に関する施策の推進にあたり、県等との連携・協力に努める。
- イ その地域の実情に応じた交通安全教育・啓発に努める。

(4) 県民の役割

- ア 自転車の利用に関する理解を深めるよう努める。
- イ 家庭又は地域における交通安全教育・啓発に努める。

(5) 事業者の役割

- ア 自転車の利用に関する理解を深めるよう努める。
- イ 県等が行う施策への協力に努める。

(6) 学校の長の役割

児童等への交通安全教育に努める。

(7) 交通安全団体の役割

- ア 関係法令の遵守に関する啓発に努める。
- イ 自転車の利用に関する活動の推進に努める。

(8) 自動車運転者の遵守事項

自転車と自動車が共に道路を安全に通行することができるよう配慮に努める。

目的に掲げる自転車利用の促進及び自転車利用に関する安全・安心な県民生活の確保のための、県や県民の皆様など様々な主体の責務や役割を規定するものです。

- 県の責務としては、自転車利用に関する総合的かつ計画的な施策の策定、実施や県民の皆様等への広報・啓発、市町村への支援を規定するものです。
- 県民の皆様が自転車を利用される際の歩行者等への配慮や自転車の点検・整備などの責務や自転車利用に関する理解や安全教育など、県民、事業者、学校長、交通安全団体など、それぞれの立場に応じた役割を規定するものです。
- 自転車と自動車と共に道路を安全に利用することができるよう自動車運転者が遵守すべき事項を規定するものです。

3 自転車活用推進計画

(1) 計画の策定

知事は、基本理念を踏まえ、本県の特色を生かした自転車の利用促進及び安全で適正な自転車利用に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車活用推進計画を定める。

(2) 計画に定める事項

ア 自転車を利用した健康増進

年代を問わず利用できる乗り物であることに鑑み、自転車を利用した運動習慣の定着を推進する。

イ 自転車の利用による環境負荷の低減

本県の豊かな自然環境の保全に資するため、環境に配慮した移動手段である自転車の利用を推進する。

ウ 自転車を活用した観光振興

本県の地形や気候がサイクリングにとって全国屈指の適地であることを生かし、自転車を活用した観光地域づくりを推進する。

エ 自転車を利用するための環境整備

自転車の安全で快適な利用を推進するため、自転車の走行環境の整備を図る。

オ 自転車の利用に関する交通安全教育

自転車の安全な利用を推進するため、各世代を対象とした交通安全教育を行い、自転車事故の防止を図る。

カ ア～オに掲げるもののほか、自転車活用推進計画の推進に関し、必要な事項。

(3) 自転車活用推進本部の設置・実施状況の公表

自転車活用推進本部を設置し、毎年、自転車活用推進計画に基づく施策の実施状況について検証を行い、結果を公表する。

条例で知事に策定を求める自転車活用推進計画に係るものです。

計画に定める事項は、条例が目指す自転車の利活用による健康増進、環境負荷の低減、観光振興と、自転車を利用するための走行環境の整備、交通安全教育、その他必要な事項です。

4 自転車損害賠償保険の加入等

(1) 自転車利用者

利用者自身について又は利用する自転車について自転車損害賠償保険に加入しなければならない。

(2) 保護者

監護する未成年者が自転車を利用する場合、未成年者本人について又は未成年者が利用する自転車について自転車損害賠償保険に加入しなければならない。

(3) 事業者

事業活動において従業者に自転車を利用させる場合、従業者本人について又は従業者が使用する自転車について自転車損害賠償保険に加入しなければならない。

(4) 自転車貸付業者

自転車を貸付ける場合、貸付ける自転車について自転車損害賠償保険に加入しなければならない。

(5) 自転車小売業者

自転車を購入する者に対して自転車損害賠償保険の加入の有無を確認し、保険に加入していない者に対しては、保険に関する情報を提供しなければならない。

自転車損害賠償保険とは

自転車による事故によって生じた他人の生命又は身体の被害についての損害を補填する保険又は共済

5 自転車貸付業者の登録制度

自転車貸付業者は、自転車貸付業が自転車の安全で適正な利用に適合することについて、県の登録を受けることができる。

自転車貸付業者の登録に係る基準

貸付用自転車の点検整備、自転車の安全利用に対する情報提供、貸付用自転車の保管場所の確保等

条例制定後、自転車の利用促進、安全安心・適正利用に関する事項については、

付属資料 1 条例制定後、長野県が取り組む施策（案）

自転車損害賠償保険の加入については、

付属資料 2 自転車損害賠償保険の加入義務化について

をご覧ください。